

Title	テオフィル・ド・ヴィオーの獄中での弁明・嘆願詩について
Sub Title	
Author	井田, 三夫(Ida, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の教養学： 慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集(2008.) ,p.93- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88455348-00000012-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

テオフィル・ド・ヴィオーの
獄中での弁明・嘆願詩について

井田 三夫

- I 序
- II 執筆年代・詩形
- III テーマ・主題
- IV 諷刺詩の要素——対比・逆説・誇張・皮肉表現
- V 結

I 序

テオフィル・ド・ヴィオー Théophile de Viau は詞華集『サティリック詩人詞華集』Parnasse des Poetes satyriques の刊行（1622年11月）を直接的な契機として、イエズス会、とりわけ同会のガラス神父 père Garasse より激しい攻撃を受け始め、翌23年夏には、同会と親密な関係にあったパリ高等法院検事総長マチュー・モレ Mathieu Molé を中心とした司法当局より、同詞華集の主要な作者と目されたヴィオーは、フレニクル、バルトロ、コルテとともに弾劾・訴追される。ヴィオーは当初パリのモンモランシー館に、ついでモンモランシー公爵の居城シャンティイ城内に匿われる。8月18日には欠席裁判にて、神に対する大逆罪の廉で、「生きたまま火あぶりの刑に処すとともに、彼の著書も焚書に処す」との判決が下される。この判決は翌日、グレーヴ広場にて詩人の著書とともに、彼の似せ人形が焼かれるという形でただちに執行された。詩人はブルボン王朝中において最も有力な大貴族であったモンモランシー公爵でさえ、詩人を匿うことが困難となりつつあった情勢を察知して、国外亡命を決意する。8月26日、同公爵より1人の従僕と馬、それに革袋一杯のスペイン金貨「カドリユブル金貨」を与えられて、シャンティイ城を出立。北方に向かうが、その逃避行はなぜか遅々としていた。理由はわれわれが以下で取り上げる弁明・嘆願詩の中にも示唆されているが、イエズス会勢力の世界的進出のため外国での亡命生活も安全ではないという危惧や亡命によって詩人としての活動の場を、つまり詩人生命を失いたくない気持、別な言葉で言えば〔逮捕覚悟で〕国内に踏み留まり、最悪捕えられた場合、裁判で争い、無罪判決を得ることによって文学活動を全うしたいという気持がどこかにあったようにも窺われるのである。9月17日、隠れていたカトレの砦内で捕えられ、ただちにサン＝カンタンの牢獄に投獄される。9月28日、オード『シルヴィイの家』によれば「60名もの警察吏隊」に、『王へのテオフィルの嘆願書』によれば「10人もの矛槍兵たち」に護衛されつつ、手足を鉄鎖で縛られた姿で、衆人環視の辱めを受けながら、パリのコンシエルジュリー監獄に移送される。同監獄ではモンゴメリー牢塔の、それもアンリ4世の暗殺者ラヴァイヤックが幽閉されていたこの上なく陰惨、不衛生な

地下独房に投獄されるのである。この事実は司法当局が詩人をどれほど重罪人視していたかを示唆していると言えよう。テオフィル火刑判決、逮捕・投獄という一連の事件は彼の友人や仲間の詩人たちにも激しい衝撃をもたらし、ある者はわが身に累が及ぶのを恐れて、詩人を見捨て、ある者は詩人を不信心者と言って中傷しさえした。こうした悲劇的狀況に絶望した詩人は、絶食による衰弱死という自死まで考え、事実翌24年初頭、ハンストを始めたが、モレ検事総長は被告人のこうした心身の健康悪化の裁判への影響を懸念して、自身で独房の詩人を訪ね、読書と執筆の許可を与える。以後、詩人は絶望と茫然自失の虚脱状態を脱し、自己弁護と敵対者たちへの反撃に取りかかることとなる。すなわち過去の言動に対する悔恨と旧教信仰の揺るぎないことを明確に表明することで、王の好意的な口添えを得るとともに判事たちの心証を良くして、裁判を有利に進めようとの意図から、幾つかの韻・散文作品の執筆に取りかかる。

以下に取り上げる一連の詩、すなわち敵対者たちへの反論と自己弁護、悔悟・信仰告白、権力者・判事たちへの称讃・追従などによる救援・減刑嘆願のための詩は、こうした状況下で書かれたものである。これら一連の詩に窺われる詩人の基本的態度・戦略は、(1) 若い頃は羽目を外したことがあるにしても今は真摯な〔カトリック〕信者であることを、王や判事たちのみならず、敵対者のイエズス会士や検事総長へもアピールすること、(2) 若い頃「大それた放縦生活」や「墮落した日々」が存在したことを率直に認め、それに対して真摯に悔悟・懺悔していることを表明すること、(3) 敵対者たち(イエズス会)の行為がいかに残忍・非道であり、彼らの詩人への非難・中傷がいかに不当であるかをアピールすること、(4) とはいえ、(2)の理由によって自らが受けたイエズス会や司法当局による受難は罪の改悛の契機になったので天に感謝していること、以上の四点をとりわけ判事や王に、さらには司法当局(検事総長)、イエズス会や世間一般に対して、アピールすること、などである。そこで次にこれらの詩作品、すなわち『テオフィルの悔悛』*La Pénitence de Théophile*、『王へのテオフィルの嘆願書』*Requête de Théophile au Roi*、『高等法院判事閣下各位へのテオフィルの嘆願書』*Requête de Théophile à Nosseigneurs de Parlement*、『高等法院長へのテオフィルのいと慎まし

やかな嘆願書』Très humble requête de Théophile à Monseigneur le Premier Président の4作品を具体的に見ていこう。

II 執筆年代・詩形

(1) 『テオフィルの悔悛』La Pénitence de Théophile

この詩の執筆年代はヴィオーの二大研究者ラシェーヴルとアダンとは見解が異なっている。前者は1623年11月頃書かれたとし⁽¹⁾、後者は1624年2月末から3月上旬頃としている⁽²⁾。アダン説の根拠は、詩人自身が幾つかの作品中でこの年の初頭、多分2月頃、検事総長モレより、読書と執筆の許可が出た、と語っている以上、これを信ずるならば、2月以降となるというのであるが、われわれもアダン説を支持する。その根拠の一つは、ギッド・サバも指摘しているように⁽³⁾、この詩の第1～18詩節で歌われている馬鹿騒ぎや饗宴、ダンスはカーニバルのそれや、その頃催された宮廷バレエを示唆しているからである。

この詩は aabcbc（男女韻配列は mmfmfm）という脚韻の8音綴等韻律6行詩で20詩節より成っている。鈴木信太郎⁽⁴⁾によれば、こうした男女韻配列（男性韻で始まり且つ終わる）の a-a-b-c-b-c という脚韻配列の6行詩は「主として十七世紀に於いて使用されたもので、（……）しかも十七世紀には殆ど常に十二音綴或は八音綴の詩句に拠っている」という。すなわちこの韻律は「十七世紀のメエナアルも、テオフィル・ド・ヴィヨオも、トリスタン・レルミットも、サン・タマンも、マルヴィルも、皆使用しているが、十九世紀には殆ど使用されなくなった」形式という。ヴィオーも好んだこの aabcbc（mmfmfm）という韻律形式が17世紀中頃以降使用されなくなった大きな理由の一つは「オオドのひとつのスタンスは、次に続くスタンスを始める脚韻と、同じ脚韻によって終わってはならぬ」という一般法則が17世紀中期までは無視されていたが、以後次第に守られるようになったためという。そのため男性韻で始まり女性韻で終わる aabccb（mmfmfm）という脚韻形式のみが近代にまで生き残り、aabcbc（mmfmfm）が廃れていった⁽⁵⁾とのことである。

(2) 『王へのテオフィルの嘆願書』 Requête de Théophile au Roi

この詩の執筆時期も、ラシェーヴル⁽⁶⁾によれば、前詩同様 1623 年 11 月とされているが、アントワヌ・アダン⁽⁷⁾もギッド・サバもこの推定を疑問視し、やはり前詩同様 1624 年の 2 月頃であり、サバ⁽⁸⁾は前詩執筆直後に書かれたと推定している。われわれもこの説を一応支持するが、アダン説の難点は逮捕・投獄中に書かれた詩作品・散文作品（『王への弁明書』、『獄中のテオフィル』）の執筆時期がすべて、モレ検事総長の詩人の独房への訪問とこれを契機とした詩人の読書・執筆の容認という出来事（1624 年初頭）以降、4 月までに集中し過ぎている点である。無論われわれも、重罪人として逮捕され、外部との連絡は無論、読書・執筆も禁止された状態で 5 ヶ月も投獄されたままであった詩人の鬱積した情念・思いが、モレの読書・執筆許可により、一気に爆発し、短時間のうちにそのような多量の作品を生み出したと一応推測している。がもしかすると、ヴィオーがモレ訪問前にひそかにペンと紙を入手したか、あるいは『高等法院判事閣下各位へのテオフィルの嘆願書』に歌われているように⁽⁹⁾、投獄直後の詩人が怒りと絶望をぶつけた憤詩を尖ったもので独房の壁面に刻みつけておいた可能性もあり、こう考えれば、少なくとも前詩と本詩は、ラシェーヴルが言うように、前年の 11 月頃までにはすでに書かれていたという仮説も完全には否定できないのである。というのは詩人はこの時期モンモランシー公爵の「家人」domestique であったと同時に、相変わらず「王付き詩人」であり、投獄中も王より年金の支給を受けていたので、逮捕・投獄直後に、ないし程なくして、主人であるルイ 13 世に救援ないし特赦を求める詩を執筆した可能性も完全には否定できないからである⁽¹⁰⁾。

次に詩形を見てみると、この詩は 8 音綴等韻律 10 行詩が 33 詩節連なったかなり長いオード形式の詩である。脚韻配列は abab cc dede（男女韻配列は mfmf mmfmmf）となっている。これは同じく 8 音綴 10 行詩である現存する最後の作品『兄へのテオフィルの手紙』とまったく同じ脚韻形式であり、詩節数（総詩行数 330 行）もまったく同一の長詩である。鈴木信太郎によれば、等韻律交韻 4 行詩 abab と二重 3 行詩形の等韻律 6 行詩 aabccb の結合形が最も一般的な 10 行詩の形態であり、こうして完成された 10 行詩は「フランス

の抒情詩形の中で最も美しい」詩形の一つであることは、「多くの詩人の認めるところであり、」「一般にはソネ形式と並んでマルチノンが言ふやうに、あらゆる時代のあらゆる国々の文学の中に、嘗て存在した最も素晴らしい抒情形式の一つ」であるという⁽¹¹⁾。また 10 行詩の最も純粋な形は、マレルブが多用した 8 音綴詩句による abab ccdeed であるが、17 世紀詩人の「テオフィルや、ラカンや、サン・タマンや、ラシイス等は⁽¹²⁾、」本詩のような同一の性の脚韻で始まりかつ終わる abab ccd ede（男女韻配列は mfmf mfmfmf か fmfm fmfmf）を好んで使用しているという。

(3) 『高等法院判事閣下各位へのテオフィルの嘆願書』Requête de Théophile à Nosseigneurs de Parlement

小修道院長 F・オジェのガラス神父への批判書『フランソワ・ガラス神父の奇妙な教義についての評価と検閲』に対して、ガラス神父は『弁明書』（同年 1 月刊）において再度ヴィオーを激しく批判、詩人はガラス神父のこの再度の攻撃に対して、1624 年 3 月、二つの散文作品を書くことによって反論する。すなわち一つは『獄中のテオフィル』Theophilus in carcare と題するラテン語散文パンフレットであり、もう一つはこれに直ぐ続いて書かれた散文論争文『テオフィルの弁明書』Apologie de Théophile である。ラシェーヴル⁽¹³⁾、アダン⁽¹⁴⁾、サバ⁽¹⁵⁾とも、この詩作品『高等法院判事閣下各位へのテオフィルの嘆願書』が、次の『高等法院長へのテオフィルのいと慎ましやかな嘆願書』とともに、上記散文 2 作品執筆直後に書かれた、すなわち 1624 年 3 月末から 4 月上旬にかけて書かれたと見ているが、われわれもこの推定に従う。

次にこの詩の形態を見てみると、8 音綴 8 行と 12 音綴 2 行からなる異韻律 10 行詩が 11 詩節連なったオード形式となっており、脚韻は aabcbc bc dd（男女脚韻配列は fmfmfmf mm）となっているが、この脚韻形式は 17 世紀にあってもかなりユニークであったらしい。と言うのも鈴木信太郎はこんな風と言っているからである。「十二音綴詩句と八音詩句とを組合せた異韻律十行詩は、十七世紀の中期に於いて最も好んで使用されたが、其後急にこの形態は使用されなくなり、十七世紀末に到って再び恢復したのであるが、その時

には等韻律十行詩が蘇って、十八世紀にまで続いたのである⁽¹⁶⁾。(……)十行詩の始めに、七行詩以上が置かれる場合は殆どない。十七世紀にテオフィルは、始めに八行詩を置き 888 88888 12 12 (aab cbc bc dd 筆者追補)といふ形を作っているが、極めて悪い形態である⁽¹⁷⁾。鈴木氏はこのようにヴィオーのこの詩形式を酷評しているが、われわれは同氏の酷評に同意することはできない。鈴木氏は伝統的な形態から外れたヴィオー独自の形式への違和感からそう評価したと思われるが、それはあまりにも外形的、外面的評価と言わなければならない。われわれにはこの詩にあっては、律動的にも、音韻論的にも、この形態に違和感は認められず、むしろ深刻な、そして緊迫し、悲愴な情念によくマッチした韻律と感じられるのである。また最後の2行の長い12音詩行は各詩節の結論部となっており、われわれには、この詩に見られるこうした独自の形式は異韻律10行詩が流行し始めていた17世紀初頭にあっても、緊迫した内容とよくマッチした優れた詩形であったと思えるのである。

(4) 『高等法院長へのテオフィルのいと慎ましやかな嘆願書』 *Très humble requête de Théophile à Monseigneur le Premier Président*

サバはこの詩も前詩同様、1624年初頭に執筆されたと推定している⁽¹⁸⁾が、われわれは詩の内容から判断して、この詩は前詩よりも少し遅くに書かれたのではないかと、つまり同年4月頃書かれたのではないかと推定している。献呈されたニコラ・ド・ヴェルダン Nicolas de Verdun は1610年よりトゥルーズ高等法院長であったが、1611年、イエズス会に支持されて、対立候補のトゥー Thou を破り、パリ高等法院長に就任。がヴェルダンは同職に就任すると、態度を変え、国家の利益と公平性を第一に考え、イエズス会と折り合いが悪くなり、やがて同会を嫌うようになる。ヴィオーの裁判に関しても、偏見と予断を排して公平性・客観性を保つたらしい。がガラス神父の証言によれば、彼は被告人ヴィオーの外部との連絡を手助けしたという。イエズス会士らの詩人に対する激しい中傷・攻撃にもかかわらず、ヴェルダンが裁判長であったことは、少なくとも詩人の裁判には不利には働かず、むしろ有利に働いたと見るができるだろう。彼が裁判長でなかったなら、「火刑判

決を破棄し、フランス王国より永久追放を命ず」という事実上の勝訴判決は得られなかったのではなからうか。

次にこの詩の形態についてだが、これは8音綴等韻律10行詩が13詩節連接したオード詩であり、脚韻は先に見た(2)『王へのテオフィルの嘆願書』とまったく同一の abab ccdede (男女韻配列は mfmf mmfmfm) であるが、この形式は鈴木信太郎によれば、17世紀の詩人たちに愛用されたが、他世紀にはあまり見られないという。同じく同氏によれば、10行詩の最も純粋な形は、マレルブが多用した8音綴詩句による abab ccdeed であるが⁽¹⁹⁾、その他の脚韻も勿論使用され、「例えば、ラカン Racan の Ode à Balzac や、スキュデリ Scudéry の Tombeau de Théophile に於いては abba ccd eed であるが、これは同一の性の韻で始まり且つ終る。即ち女性韻で始めるとすれば abba ccd eed (fmmf mmf mfm) で、女性韻で終わる。詩節が同一の性の脚韻で始まり且つ終る形は、好ましい形ではないが禁止事項ではない。然しこれを避けるために、抱擁韻四行詩で始まる十行詩には abba ccd ede (fmmf mmf mfm) といふ形も生じたが、之は非常に多くは使用されて」はおらず、「テオフィルや、ラカンや、サン・タマンや、ラシイヌ等⁽²⁰⁾」はむしろ後半6行詩部分 ccd ede では、この詩のような、同一の性の脚韻で始まり且つ終る abab ccd ede (fmmf fmmf mfm、または mfmf mmfmfm) の形の方が使用されているという。事実ヴィオーは先に見た(2)の『王へのテオフィルの嘆願書』はじめ、最晩年の傑作オード『兄へのテオフィルの手紙』といった8音綴等韻律10行詩でもすべてこの abab ccd ede (mfmf mmfmfm) 形式の脚韻を使用している。ヴィオーは、逮捕・投獄後には、詩人の師マレルブが多用した、10行詩中最も純粋な形とされる abab ccdeed 形式の10行詩はオード『シルヴィの家』を唯一の例外として一編も書いておらず、すべてこの abab ccd ede 形式によって書いている。この事実は、重い、悲劇的な内容をより戦闘的かつ皮肉な調子で歌うには、多少変則的なこの脚韻形態が、より適切であったことを示しているようにわれわれには思われるのである。

Ⅲ テーマ・主題

逮捕・投獄後に書かれたこれら4詩作品に共通した内容は先に序論の結論部に挙げた通りであるが、仔細に見るとそれぞれ異なった部分・特質にも気づく。まず第一に最初の『テオフィルの悔悛』は他3作品すなわち『王へのテオフィルの嘆願書』、『高等法院判事閣下各位へのテオフィルの嘆願書』および『高等法院長へのテオフィルのいと慎ましやかな嘆願書』とは多少ニュアンスが異なっていることである。題名からも推測できるように、『テオフィルの悔悛』は自己の過去の乱れた、あるいは放縱な生活、「リベルタンの王」として世間から注目され、多少有頂天になっていた点、あるいはその傲慢性を率直に認めることによって、すなわち自身の過去を真摯に悔悛・懺悔することによって——とはいえリベルタン＝無神論者との風評は決して認めることなく——、王や判事たちあるいは世間一般の同情と心証の好転を得ようと、さらには検事や迫害者イエズス会神父たちにさえ、中傷・攻撃・訴追の根拠を封じようとの意図・戦略から書かれている。これに対して他の3作品は“requête”「懇願、嘆願」という共通した題名からも窺えるように、主として王や裁判官（および世間一般）に対して、自身への非難・中傷を、そして勿論訴追の不当性を、さらには理不尽な逮捕・投獄により無実な自分がどんなに不条理な苦しみと恐怖に陥れられているかを訴えることによって（そして勿論間接的にはイエズス会や検事総長に対する皮肉な訴えかけとして）、特赦ないし無罪判決による自由放免を、最悪でも死罪でない減刑を嘆願する意図から執筆されており、これらの2点が『テオフィルの悔悛』と他の3作品との大きな相違点である。

また『王へのテオフィルの嘆願書』は他の3作品と比較して、歌われている〔訴えられている〕内容が、つまりそのテーマ・主題ないし題材がとび抜けて多岐にわたっている。『テオフィルの悔悛』は悔悛・懺悔が中心主題であり、『高等法院判事閣下各位へのテオフィルの嘆願書』、『高等法院長へのテオフィルのいと慎ましやかな嘆願書』は自己の無実や敵対者たちの迫害の不当性さらには地下牢幽閉の悲惨さなどを判事たちにアピールすることと、彼らへの過剰なまでの追従・称讃などが主内容であるが、『王へのテオフィ

ルの嘆願書』にはこうした両要素がともに存在しているばかりでなく、それ以外の要素、例えば死刑判決直後の友人たちの動揺や離反、逃走時の詩人の思い、逮捕時の様子、天罰思想などもかなり詳細に語られているのである。そこで次にこれら4詩に歌われているテーマを具体的に見ていこう。

(1) 狭小・暗黒・極寒空間 = 墳墓 = 地上の地獄としての牢獄の悲惨さの訴え

この訴えは4詩すべてに共通して認められる特徴的なテーマである。幾例か挙げてみよう。

敬虔なる義務により／絶対的権限を行使して／わが書齋をここ牢獄にのみ制限した人は／彼がそこに拘留することを望んだ／この狭小な孤独に私をとどめ置くために／この聖人の書を送り届けた⁽²¹⁾。（『テオフィルの悔悛』5）

これは検事総長モレが詩人の独房を訪ね、アウグスティヌスの著作を差し入れた経緯を語っているのだが、自らの牢を「この狭小な孤独」*cette étroite solitude*」と形容して、自らの狭（閉）所恐怖症的心理を言外に匂わせている。

私は鉄鎖をはめられ、／深く暗い地下牢の／地獄に放り込まれたのです。／ここでは、湿気っぽくねばねばとした古壁に付着した／冷たい涎状の液から発する水蒸気で／悪臭のする空気をわずかしか吸い込めないのです。（『王へのテオフィルの嘆願』10）

ですからここは墳墓の中にいるようなのです、／相棒も灯りもなく、／私は自分の滅亡を夢想して落ち込んでしまう、／暗黒の牢塔にかろうじて差し込む／僅かな薄日の影の中で。死刑執行人たちが入って来て、／火刑場のグレーヴ広場に／引き出される想念が四六時中、頭を離れないのです。（同詩、17）

この地下牢は文字通り己の「墳墓」そのものであり、暗黒の地獄であり、詩人は死刑執行人が入ってきて火刑場に引き出されるという強迫観念に四六

時中苦しめられているのである。

空の光も奪われた／独房の暗い穹窿の囲い壁の中、／ここでは私の眼は己の影の／範囲内しか見えないのです、／わが人生の喜びと／自由を熱望する／激しい欲望に身を焼かれながら、／私は運命に腹を立てているので、／わが死を先延ばししたこと以外には／もはやそれほど望みはしない。（『高等法院長へのテオフィルのいと慎ましやかな嘆願書』1）

カトレで逮捕され、サン＝カンタンの牢獄から、パリのコンシエルジュリー監獄に移送された詩人を待ち受けていたのは、同監獄でも最も恐れられ悲惨なモンゴメリー塔の独房、それもアンリ4世暗殺犯ラヴァイヤックが収容されていた「深い、暗黒の地下牢」、湿気の多い悪臭ふんぷんの不衛生な牢であり、文字通りこの世の「地獄」であった。そしてこの狭小・暗黒空間としての地下独房への希望のない長期にわたる拘禁状態は人生の喜びと数々の欲望に身を焼かれる己の精神に深い絶望感と拘禁性ショックをもたらす。

地獄の暗い独房への門の数々を／打ち壊した者は、私が受けてきた災禍を／目の当たりにして、言うでもありません、／私の牢獄はそれよりひどい状態だ、と。／ここでは霊たちは鉄鎖で繋がれ、この上なく剛毅な者でさえ嘆き苦しんでいる。／おお、あなた様方は地獄が皆様方の帝国の／真ん中に存在していることをお認めになるのですか？／そして無実の魂が、やつれきった肉体を抱えながら、／自らが感じている苦悩に明るい転機を少しも見出さないということをも？／それぞれの四元が擁し得るかぎりの／多くの肉体と魂とを／その焔で養う世界の眼（太陽）さえ、／高等法院が私を泊めているところに、／半時も生きのびることはかなわないでしょう。／そして、この美しい天体は／私の住まいの戸口のところに／至るやいなや死なねばなるまい。／私の運命を支配している神々の代理官殿、／あなた様方は私が太陽の死んだところに生きているなどとお信じになれるのでしょうか。（『高等法院判事閣下各位へのテオフィルの嘆願書』1、2）

ヴィオーはこの詩の冒頭で、彼が繋がれている地下の暗黒の独房やその囚人たちを冥界や地獄に彷徨う霊たちに喩え、彼らが首都パリにあるこの地下牢の有り様を目撃したなら、自分たちが苦しんでいる冥界の地獄よりももっとひどい状態だと言うだろう、と訴える。そして、そのような悲惨極まりない地獄がフランス王国の首都のど真ん中に、現実存在することをあなた方判事たちは容認するのですか、と詰問する。第2詩節では、この地下牢がいかに太陽光線の訪れの少ない、残酷な暗黒空間であるかを判事たちに訴え、「私の運命を支配している神の代理官であるあなた方裁判官殿」と称讃・追従し、彼らの同情を得ようとしている。

どうか私に許されますように、／魂の権利が侵害されることなく、／わが敵に屈服するということが！／そして私自身でわが焚刑の火をつければ、／時の経過とともに私を強力に縛りつけている／この屈辱的な拘禁を／ただちに脱しているでしょうに！／今日とても快適なわが五感／自らの苦しみが寛大な墳墓の中に／埋葬されるのを見るでしょうに。（『高等法院長へのテオフィルのいと慎ましやかな嘆願書』2）

狭小・暗黒・極寒空間＝墳墓＝地上の地獄としてのこの地下独房に、希望もなくあまりにも長く拘禁されているために、遂に詩人はいっそのこと、「魂の権利が侵害されることなく」、つまり精神は決して有罪を認めることなく〔無実を確信しながら〕、「わが敵に屈服する」、つまり物理的、外形的にのみ、火刑を認め、受け入れてしまえば、己を精神的・肉体的に縛りつけ、締め上げつつある「この屈辱的な拘禁（捕囚）」を、一瞬の苦しみした後、ただちに脱し、己の苦しみ・恥辱のすべてを受け入れるわが「寛大な墳墓の中に埋葬されてしまうのに！」と自虐的・自暴自棄的な夢想をするまでに至る。

私が恐怖と無実を／あまりにも長期にわたり同居させている／こうした無責任な放置をやめにするのを期待するのは／とりわけあなた様に対してなのです。／そして地獄全体がその闇を／私の正当な権利の上に放射するであろう時、／私は知るのです、あなた様の精神が／この上なく黒い暗闇の中で光り輝くのを。／

そしてあなた様を美しくしている魅力、／それは真実の声なのです。(同誌 12)

「恐怖と無実を／あまりにも長期にわたり同居させている／こうした無責任な放置」とはいかにもヴィオーらしいユニークな、マニエリスムのコンチエティな発想、言い回しだが、ヴィオーはこの詩の最終部で、このように高等法院長、すなわち予断と偏見を排した公平なヴェルダン裁判長を褒め上げ、裁判の上首尾を期待してこの詩を終えるのである。

(2) 悔悟・悔悛、キリスト教（カトリック）信仰告白と同教およびその神の礼賛

これらのテーマは、多・少の差はあるにしても4作品中3作品すべてに認められるが、とりわけ(1)の『テオフィルの悔悛』に夥しく現れ、(2)の『王へのテオフィルの嘆願書』にもかなりの数で認められるが、後二者のうち(3)の『高等法院判事閣下各位へのテオフィルの嘆願書』には奇妙なことに皆無であり、(4)の『高等法院長へのテオフィルのいと慎まじやかな嘆願書』には意外なほど僅かに認められるのみである。いずれにしてもヴィオーはこのような信仰告白、キリスト教の神への帰心を明言することで、イエズス会の神父たちの、ヴィオーに対する嫌疑、すなわちリベルティナージュ思想や無神論、不信心の疑いを晴らそうとしているのである。幾例か挙げてみよう。

わが賭けとわがダンス、そしてわが饗宴は／聖アウグスティヌスとともになされるのだ、／その著作の心地よい読書は／ここではわが解毒剤となっているのだ、／わが投獄という果てしない苦悩の／悲惨極まりない変事の中にあっては。／／（……）／／かくも美しいそしてかくもキリスト教的な書と／天的な対話を行いながら、／私は天使たちの声に混じり合い、／そしてこうした天の栄光に恍惚となり、／わが精神は私にこの幸福を／もたらしてくれた人に賛辞を捧げるのだ。／／（……）／／〔カトリック〕信仰の偉大な光よ、／この暗闇の中で私を慰めてくれる／かくも多くのものを与えてくれるあなたよ、／この上なく悲痛なわが絶望も、／また極度に陰鬱なわが苦悩も／あなたを見つめて

いると心鎮まるのです。（『テオフィルの悔悛』4、6、10）

これらの詩句には、逮捕・投獄のショックと友人たちの裏切り・離反によって失意のどん底にあった詩人の独房に、モレ検事総長が突如訪ねてきて彼にプレゼントしたアウグスティヌスの書物を読んだことによる心の変化、法悦、信仰心の覚醒が歌われている。詩の冒頭部よりこう歌うことによって、判事は無論、イエズス会やモレ検事総長に対して、自己のカトリック信仰の真正性・真摯性を訴えると同時に、この詩を己の旧教信仰の真正性・真摯性の証としているのである。さらにこれ以降の詩節でも過去の「墮落した日々」や「若い頃の放縦生活」を率直に悔悛・懺悔するのである。

私は呪う、わが墮落した日々を、／そしてわが罪の恐ろしさに身震いしつつ、／その罪の改悛をもたらした／この恥辱を何度となく祝福しながら、／私はわが心のうちに、過去の罪から／私を守ってくれる何がしかの希望を今なお見出すのだ。／この希望は、救済してくれるのだ、／若い頃の大それた放縦生活が、／数々の懺悔を必要としたかくも／多くの日々の思い出から。（…）（同詩12、13）

詩人はこのように己の若い頃の羽目を外した生活や誤りを悔悛すると同時に、彼がこれまで犯してきた数々の誤りや罪の改悛をもたらしてくれた「この恥辱を何度となく祝福し」、つまりイエズス会士たちの中傷・攻撃が端緒となって引き起こされた司法当局による逮捕・投獄・裁判という屈辱は己の悔悛と懺悔の契機となったがゆえに、この「恥辱」を却って神に対して感謝し、祝福さえしているのだとさえ言う。その結果、今は「良きキリスト教徒」となっていること、またなるべく努力していることを彼は次のように訴える。

私はあなたの著作をほんの少し読むだけで、／天上の火が魂の奥底で／直ちに私を刺し貫いてしまい、／また以前よりキリスト教徒らしくなったわが感情は、／あなたの著作が私に対して光輝かせている／焰を沢山保持することがで

きるのだ。// (……) // 大いなる聖者よ、この囚われ人を許し給え、/ 臆病
で人目を気にする借物によって / ここで聖なるあなた (アウグスティヌス) の
まねびに努めている者を (……)。 (同詩、11、14)

同様に、『王へのテオフィルの嘆願書』では、

(……) / また私の著作や私の品行は / 何と、神に対する冒瀆を毛嫌いしている
ことだろう。 / わが聴罪司祭がその証人になっていただきたいものだ、 / もし
私が、良きキリスト教徒は教会に従属すべきである、 / ということをもまったく
意に介さないというならば。 / また人々が、私自身によって書かれたものの中
に、 / 神に対する侮辱となるような詩句を読むことなど / 決してあり得ないのだ。
(同詩、22)

このように、詩人は自分の著作や行動には、ガラス神父が言うのとはま
たく逆に、神に対する冒瀆や神を侮辱するような詩句や態度はまったく含ま
れていないことを訴え、己の無実性を強調する。そして十字架上のキリスト
や精霊を思って、彼らが苦境に陥っている己に憐憫と救いとを与えてくれる
よう祈願する。

慎みのないわが眼が / あなたの秘密の中にあまりにも深入りし過ぎた時、 / イ
エスがあの思いを私に抱かせたのだ、 / われら人類の罪を贖罪するために、 /
自らの脇腹を槍で開けさせ、 / 血管を破らせたのだという思いを。 // 幸いなる
聖霊よ、というのも / あなたは今イエスとともに / 永遠の至福を思っている以
上、 / またあなたは私が / 罪で死すべき恋人に対する罪深い情愛に / とらわれ
ているのをご存じである以上、 // わが牢獄を一瞥して下さい、 / そしてあなた
の祈りで / 私の祈りの弱さを支えることによって、 / イエスへの愛を私のため
に獲得して下さい、 / 彼の憐憫の情という尊い感情を / 私にお与え下さい。 (同
詩、15、16、17)

キリスト教信仰とその神への帰依と称讃は『高等法院長へのテオフィルの

いと慎ましやかな嘆願書』にもこのように歌われている。

天はかくも美しい絵筆で、／一連のあなたの長々しいお説教を記すので、／人はそこに、精霊が／イエス・キリストの使徒たちに天より注いだ／かくも多くの各国語の大いなる宝と／同じ光を見るのである。（同詩、10）

「精霊が使徒たちに注いだ多くの各国語云々」とは新約聖書の「使徒行伝」第2章第5節以下のエピソード（「時に敬虔なるユダヤ人ら、天下の国々より来たりて、エルサレムに住み居りしが、この音おこりたれば群衆あつまり来り、おのおの己が国語にて使徒たちの語るを聞きて騒ぎ合ひ、かつ驚き怪しみて言ふ云々『視よ、この語る者は皆ガラリヤ人ならずや、如何にして我等おのおのの生れし国の言をきくか云々』」）を踏まえている。詩人はこのようにキリスト教信仰とその神を称讃することによって、自らの無神論や不信心への疑いを晴らそうとする一方、イエズス会やその神父たちの中傷・弾劾が彼を苦境に陥れた実態とその不当性を王や世間に、あるいは判事たちに訴えるのである。

（3） 不当な中傷・迫害を行うイエズス会（士たち）への反論・攻撃、 王・判事たちへの介入要請

私がかくも悲惨な境遇に陥った／この悲嘆渦巻く醜悪な場にあつては、／殺人者や泥棒たちでさえ／私よりましな豚箱をあてがわれていたのです。／みんな私のことをこう言うておりました、／私は信仰も法律も持っておらず、／私の魂がのめり込んでいる／悪徳など人々は決して知るところではないのだ、と。／そして私がどんなに気の利いたことを書いたにしても、／それは殺人よりも悪いことなのでありました。（『王へのテオフィルの嘆願書』11）

ここで言われている「みんな」とは勿論世間一般でもあるが、世論をそのように操縦しているイエズス会やとりわけガラス神父、ヴォワザン神父たちのことを指している。

福者イグナチウス・デ・ロヨラの子孫である／偉大な精神の持ち主たるある聖職者が／説教壇や著作において、こんなことを言っていたとは！／すなわち私が欠席裁判で死罪とされたのに、／死刑が執行されることに恐怖を覚えて、／逃亡したのだとか、／同様に、私の似せ人形が焚刑に処されたのだとか、／私は女たらし以外の何者でもないとか、／幾つもの誉れ高きキャバレーで／魔術を教えていたなどと、言いふらすとは！／イエズス会士たちはその黒く／その上強力な機械のパネをどんなに引っ張っていたとか、／この機械の柔軟性に富む巨大な図体（イエズス会）は／その腕を中国にまで伸ばしているのだ。／フランスや外国において、／彼らは復讐する何かを、／またその一撃が私には致命的となるような／雷を捏造する何かを持っていたのだ。／そのためには彼らが英王宮ホワイトホールで使った以上の／火薬を必要とせねばならなかっただろう。（『王へのテオフィルの嘆願書』12、13）

イエズス会創始者の「福者イグナチウス・デ・ロヨラの子孫」とは勿論イエズス会士たちのことであり、同会の聖職者たちは説教壇や著作において、詩人に関する聞くに耐えないような悪口・中傷を言いふらすことによって、彼の名誉ばかりかその市民権、基本的人権をも脅かしているのである。詩人はこうした中傷に対してただちに反撃に出て、同会の東アジアにまで進出した組織の巨大さ、強大さを巨大な機械に喩えて、揶揄する。そして同会への格好の攻撃材料として1605年の旧教徒による英王宮ホワイトホールでの国王ジェームズ1世爆殺の陰謀事件を持ち出す。そしてそのような悪の、犯罪者の集団であるイエズス会および同会のガラス神父、さらには同会と通じているもう一人の迫害者ロシュフーコー枢機卿の詩人への中傷や迫害行為をやめさせてくれるよう王に懇願する。

まず最初に私は要望致します、／私の著作の圧倒的人気を／あまりにも傲慢に嘲っている／（ガラス神父の）あの大著が排除されることを。／そして次に、ロシュフーコー枢機卿が／私にかくも多くの危害を加えた後では、／お願いですから、自制するよう命じて下さるように。／彼が私の自由を攻撃する時、／彼は慈悲に反した行いをしており、／キリスト教的徳性に反した行いをしてい

なのです。（『王へのテオフィルの嘆願書』18）

（4） 裁判の不当性を王・判事たちに訴え、この世の地獄の暗黒牢からの救済を懇願

ヴィオーは先の（1）で引用した「したがってここは墳墓の中にいるようである、／相棒も灯りもなく、／私は自分の滅亡を夢想して落ち込んでしまおう、」に続けてこう王に懇願する。

世界の誉れたる偉大な王よ、／私はあなた様にこの哀れな詩作人の／嘆願書を提出させていただくのです。（『王へのテオフィルの嘆願書』17）

イエズス会士たちの詩人への迫害は、かつては許され大目に見られていた詩人たちのバックス祭的「馬鹿騒ぎ」さえ許さぬ狭量さで、詩句の枝葉末節を問題にして弾劾するのである。

それは、イグナティウスには／不可能であった新たなやり口なのです、／無実な者を有罪にしまうために、空気や大地、そして水を／根掘葉掘調べ上げるというやり口は、／われらの詩人たちの何人かの／羽目を外したこうした馬鹿騒ぎは／かつては大目に見られていたものでした。／彼らは自ら確信して／酒神バックスの偶像に対して／獣たちを生贄として捧げたのです。／（……）／名誉、慈悲、権利と言ったものが／私を訴追する過程で何と侵害されていることでしょう。／そしてある神父〔ヴォワザン神父〕は私の逃亡を／少しも妨げないことを望んでいたようにも見えましたが、／しかし彼は、自身がかくも激しく攻撃した事柄は私には／もともと存在しなかったという事実が公けとなってしまふことで味わされる屈辱感から、／私を亡き者にしてしまおうと望んでもいたのです、／わが訴訟が王の裁可に移管されることによって／その神父の私への不正の証拠が／あからさまになってしまうことを恐れて。／法の保護者である正義の王よ、／公正さが抛り所となっている陛下よ、／諸王たちにも勝るただ一人の陛下よ、／世界で最も素晴らしいこの称号の持ち主の陛下よ、／ご覧になって下さい、どんなに多くの誤りとともに、／私を絶望さ

せている拷問の痛みを／あなた様の正義心が感じられることを。／フランスではかつて一度たりとも無かったのです、／あなた様を攻撃し、私を滅亡させる／このような異常な訴訟が見られたことは。(同詩、21、23、24)

イエズス会の、とりわけガラス神父の重箱の隅をつつくような執拗で徹底的なあら捜しの中傷や、詩人(たち)に対する不寛容をこのように槍玉に挙げた後、名誉や慈悲、人権のひどい侵害が行われている裁判を一日も早く阻止してくれることを、すなわちフランスでかつて一度たりとも見たことのない不正と偏見に満ちた「異常な訴訟」を王権により、廃棄し、王お抱えの詩人を救出してくれることを王に懇願する。

陛下よ、あなた様のお眼を、私が陥っている／深淵の上に少し注いで下さい、／天の王の聖像よ、／私が押しつぶされている災禍を打ち砕いて下さい。／もしあなた様が、わが不幸がその者たちに生きる糧を与えている／冷酷非情な獄吏たちの手から／私を引き離して下さらないならば、／冬が私に救いをもたらして下さるでしょう。／というも冬は、私を殺すことによって、毎日千もの死を／私から取り除いてくれているのですから。(同詩、30)

王が「私を獄門から救出して下さいさらないならば、冬が私に救いをもたらして下さるでしょう、というも冬は、私を寒さで殺すことによって、毎日千もの死を私から取り除いてくれているのですから。」と言う表現はいかにもヴィオーらしい逆説的オクシモロンの表現といえよう。ここでは要するに詩人の主人でもある王が彼をこの極寒の独房から早期に救出して下さいさらないならば、すぐに何度でも凍死してしまうことで、私は死(の恐怖)に遭遇せず済んでいる、つまり事は切迫している、何が何でも早く救出して下さいと彼は言っているのである。

国王陛下、どうか後生ですから／思い出して下さい、／私の詩句がかつては時折／あなた様の栄光の使者となっておりましたことを。／私は自らの願いを実現するために／今日でもなお、この義務を果たすためにのみ、／私の基本的自

由を／取り戻すことを望んでいるのですし、／陛下に再びお会いする榮譽のためにのみ／光〔釈放〕を求めているのですから。／不幸に捧げられたこれらの場所では、／太陽は、その自然に反して、／光も熱も、絵画でそれらが／描かれているよりももっと少ないのです。／ここでは空はほんの少ししか見えず、／大地も灯りも見えず／人はそこで呼吸している空気で死んでしまうのです、／ここではすべての事物は凍りついており、／だからここは生きとし生けるものすべてが／死者となってしまう帝国なのです。（同詩、31、32）

ここで詩人は王に、自分が王付き詩人であることを思い出して欲しいこと、解放されて再び王のために詩を作りたいことを訴えた後で、再び、投獄されているモンゴメリー牢塔のこの地下独房がいかに陰惨、不衛生で空気も腐ったこの世の冥界、生きながら死なされている死の牢獄であるかを訴え、王の同情を得ようとしているのである。『王へのテオフィルの嘆願書』の最終詩節も、再度、王が至上権により詩人の釈放にサインしてくれるよう懇請してこの詩を終えている。なお後で再度詳しく取り上げるが、マニエリスムの逆説・アンチテーゼ的表現がここにも見られる点にも注目しておこう。

ヘラクレスがテーセウスを冥界から解放して／死を屈服させたように、／陛下はそれより少ない労力で、それ以上に／大きく、たやすいことを実現して下さるでしょう。／どうか私の釈放にサインして下さい。／そうすればたった3本の指で／22の獄門を打ち破ることになるのですから。／そして地獄のあらゆる鉄格子より強力な／わが牢獄の3つの鉄格子の／鉄バールを打ち砕いて下さい。（同詩、33）

ここには、たとえば「3本の指で22の獄門を打ち破る」とか、「ヘラクレスがテーセウスを冥界から解放して死を屈服させたように、陛下はそれより少ない労力で、それ以上に大きく、たやすいことを実現して下さるでしょう」といった王への称讃・追従の詩句に、ヴィオー独特のマニエリスム的な逆説・誇張・対比 *antithèse* による発想と表現が認められるのである。

次に判事たちや裁判長への嘆願例としては、たとえば、

わが守護神たる私の判事殿各位よ、／もしあなた様方が〔イエズス会士らへの〕怒りから、以後、／私を生かしておくのが正しいとするならば、／またもし辛辣な中傷が／なお一層深く私を刺し貫くならば、／またもしわが詩の女神が十分に罰せられたとするならば、／どうか以後はわが詩の女神が／不名誉を蒙らないようにして下さい、／あなた様方の名誉が世界の眼に晒すに／値する詩句を見出すことが出来ますように。（『高等法院判事閣下各位へのテオフィルの嘆願書』11）

ヴィオーはこのように判事たちを持ち上げながら、イエズス会士たちを罰し、詩人を解放すること（事実、1624年9月の最終判決ではイエズス会士の不正も認定され、詩人とともに、同会のヴォワザン神父も国外永遠追放の判決を受ける）で、晴れて再び詩作できるようにしてくれるよう彼らに懇願する。

なお一部はすでに引用しているが、起訴・裁判の不当性に関連して詩人は再三自己の無実を訴えており、これは『テオフィルの悔悛』を除く3詩すべてに散見されるので、その部分を以下に列挙しておこう。

何ヶ月も前より私の無実に対して／戦いを挑んでいる／彼らの著作物とその激しい言葉のために／私は自分自身を責めていたでもありましょう、／もし私がこの上なく乱れた生活の中で、／その行き過ぎを避けていなかったならば。／それは、イグナティウスには／不可能であった新たなやり口なのです、／無実な者を有罪にしてしまうために、空気や大地、そして水を／根掘葉掘調べ上げるといふやり口は。（『王へのテオフィルの嘆願書』20、21）

私の無実を前にして恥ずかしさで沈黙しないだけの／充分な厚顔さを持ち得る者は一体どんな人だろうか、／またそれに対して沈黙しないだけの／充分な勝手さを持っている者は一体どんな狂人だろうか。（同詩、28）

高等法院は無実の人を有罪とする／軽率な〔表面的な〕証拠を／受け入れることはあり得ないのです。（『高等法院判事閣下各位へのテオフィルの嘆願書』6）

だから私はしかと自慢できるのだ、／自然の弱さ〔自死〕を試みることが／充分にできる／ある恐ろしい出来事の中で／無実の者たちの味方である天は／わが臆病な感情に／とても好都合な天の神性を見せてくれたので、／私は、とても毅然とした顔で、／私の絶望の淵になお変わらず／踏み止まっていたのでした。（『高等法院長へのテオフィルのいと憤まじやかな嘆願書』4）

私が、恐怖と無実を／あまりにも長期にわたり同居させている／無責任な放置をやめにするのを期待するのは／とりわけあなた様に対してなのです。（同詩、12）

(5) 王・判事への称讃と彼らへの追従・媚

『テオフィルの悔悛』を除く、これら3詩には王や判事たちへの懇願・嘆願とともに、彼らを称讃し、追従することによって彼らの好意と同情を得、裁判を有利に進めようとする戦略も窺える。いくつか例を挙げてみよう。まず『王へのテオフィルの嘆願書』を見てみよう。

世界の誉れたる偉大な王よ、／私はあなた様にこの哀れな詩作人の／嘆願書を提出させていただくのです。（同詩、17）

法の保護者である正義の王よ／公正さが拠り所となっている陛下よ、／諸王たちにも勝るただ一人の陛下よ、／世界で最も素晴らしいこの称号の持ち主の陛下よ、／ご覧になって下さい、あなた様の正義心が／どんなに多くの誤りとともに、／私を絶望させている拷問の痛みを感じられるかを。（同詩、24）

ヘラクレスがテーセウスを冥界から解放して／死を屈服させたように、／陛下はそれより少ない労力で、それ以上に／大きく、たやすいことを実現して下さい。／どうか私の釈放にサインして下さい。／そうすればたった3本の指で／22の獄門を打ち破ることになるのですから。（同詩、33）

詩人はルイ 13 世を「世界の誉れたる偉大な王」とか「法の保護者である正義の王」、「公正さが抛り所となっている陛下」、「諸王たちにも勝るただ一人の陛下」、さらには「世界で最も素晴らしいこの称号〔“正義の王”〕の持ち主の陛下」とかまた「あなた様の正義心」などと最大級に称讃し、最後の例では、王の力を「ヘラクレス」に準えるという誇張法を駆使して、あるいは王が釈放命令書にサインさえすれば、22 の獄門が開放されることを、王の 3 本の指の力でヘラクレイトスにも勝る怪力で 22 の獄門を破壊できると、マニエリスムの対比法 *antithèse* ないし誇張法 *hyperbole* を使って、奇抜で大袈裟に表現することによって、王に媚びている。

次に判事たちへの称讃・追従を見てみよう。

私は重々承知しております、わが傲慢が／裁判の天秤に非常に重くのしかかったために、／私の裁判が厳しい方向に傾いていることを。／そしてわが哀れな魂は長期のそして是非もない／悲嘆に打ちのめされ、／上首尾の見込みもなく、躍起になって／魂を押し殺す絶望の中より／わずかばかりの気力を救い出そうとしているのです。／しかしあなた方は神々なのですから、人間が陥ってしまう／初めての誤りを罰する手など決してお持ちではないのです。／もし私の侮辱行為が犯罪であったとしたなら、／わが牢獄の恐怖の中であって／私を苦しめている災禍は、厚かましき無しには／あなた方に私の無罪放免を／求めることはできないでしょうし、／私の厚かましい追従は、その時私があなた方に懇願している憐憫を／裏切ることになってしまうでしょう。／そしてまたあなた方に減刑を嘆願するというこの牢獄の私に／残されている僅かの希望さえ、犯罪的ということになってしまうでしょう。（『高等法院判事閣下各位へのテオフィルの嘆願書』3、4）

詩人は高等法院の判事たちを「あなた方は神々なのですから、人間〔私〕が陥ってしまう〔しまった〕初めての誤りを罰する手など決してお持ちではないのです」と称讃・追従し、第 4 詩節では条件法現在形を使用して、現実とは正反対のことを敢えて仮定して、一種の逆説的誇張によって彼らに追従しているのである。要は「私に侮辱行為があつたとしても、それは犯罪行為

ではあり得ない以上、私のあなた方への憐憫懇願や減刑嘆願は、厚かましい要望ではない筈ですのでくれぐれもよろしく」と懇願しているのである。

高等法院は無実の人を有罪とする／軽率な〔表面的な〕証拠を／受け入れることはあり得ないのです。／どんな表面的誤りが私を攻撃し得るにしても、／判事殿各位は神である以上、過ちを犯すことはあり得ないのです。（同詩、6）

ここでも詩人は「判事たちは神である以上、〔裁判において、私を死刑とするような〕誤りを犯すことはあり得ないのです」と過剰な称讃を行って、彼らの心証を良くしようとしているのである。

しかし一条の慈悲の光が／この牢塔を貫いて射し込むことを／天がいつの日か私にお認め下さるなら、／また遂に柔軟な精神のわが判事殿各位が／正義によりあるいは慈愛により、こうした恐ろしい場所を／私から取り除くことを天がお認め下さるなら、／私はあなた方〔イエズス会士たち〕をととても哀れな肖像でもって、／白日の下に出現させるだろう。（同詩、10）

ここで詩人は旧教信仰とその神への信仰を告白していると同時に、「わが判事殿各位」は「柔軟な精神の」筈と持ち上げ、そういう判事たちは正義と公平性の精神により、そしてまたキリスト教の慈愛の精神に基づいて、暗黒の地下牢という恐ろしい閉鎖空間から私を救い出してくれる筈、と判事たちに懇願すると同時に追従してもいるのである。

次に『高等法院長へのテオフィルのいと慎ましやかな嘆願書』の例を見てみよう。

もしヴェルダンが少し眼を見開くなら、／とても言葉巧みなどんな精神が／彼の良心に噛みつくことができるのでしょうか？／すぐにその中に落ち込むことなく、／人は一体どんな風を使って、この偉大な学識の深淵の中で／略奪を働くことができるのでしょうか？（同詩、8）

これは少し逆説的なひねった称讃の仕方だが、要は高等法院長のヴェルダンが少し注意しさえすれば、彼の良心はどんな狡猾な精神の持ち主にもたぶらかされることはあり得ないし、彼の深遠にして偉大な学識に太刀打ちできる論敵は決して存在しない、と詩人は称讃しているのである。

(……) パリは、トゥルーズが彼〔ヴェルダン〕のためにかくも多くの／榮譽を持ったことに嫉妬していますが、／ヨーロッパも今日、フランスがそれと同じ幸福を／一杯持っていることを妬んでいるのです。／私があなた様のかくも著名な高德のことを／深く考える時、／わが希望は自らを雲の上方にまで引き上げる／土台をわがものとする事なのです。(……) ／私が、恐怖と無実を／あまりにも長期にわたり同居させている／こうした無責任な放置をやめにするのを期待するのは／とりわけあなた様に対してなのです。／そして地獄全体がその闇を／私の正当な権利の上に放射するであろう時、／私は知るので、あなた様の精神が／この上なく黒い暗闇の中で光り輝くのを。／そしてあなた様を美しくしている魅力、／それは真実の声なのです。(同詩、10、11、12)

最終部のこれらの詩節は明らかに過剰・誇大な称讃・迎合・追従といえるだろう。

(6) その他のテーマ、エピソード

獄中で書かれたこれら4編の嘆願・弁明詩にはこれまで少し詳しく取り上げたテーマのほかにも何点か注目すべきエピソードやテーマが歌われているので以下にその幾例かを見てみよう。

* 逃亡・逮捕前後の消息・エピソード

たとえば『王へのテオフィルの嘆願書』では第3詩節より第10詩節までは『シルヴィの家』やラテン語弁明書『獄中のテオフィル』などでも触れている詩人の逃亡・逮捕・投獄の経緯やその詳細、当時の詩人の心理・心境などがエピソード風に詳しく語られている。たとえば国外逃亡を決意して、シャンティイ城から脱出し、北方に向けて出発しながら何故逃避行のスピード

が信じられないほど遅く、逮捕されてしまったのかといった謎を解決するかもしれない示唆の一つが語られているように見える詩句がこの部分に認められるのである。「私は長い時間をかけて決心した、／私がどこに行き居を定めるべきか、／そして私がまさに立ち去ろうとした時、／無数の恐怖が私の心の中で戦っていた。／なぜなら毎日かくも速く、／あのよう大きな回転を行っている／太陽は、これらの不和对立の首領たち〔イエズス会神父たち〕が／彼らのスパイたちの誰かを／たやすく入国させ得ない国など／決して訪れはしないからである。」（『王へのテオフィルの嘆願書』4）つまりこれらの詩句は、イエズス会という巨大組織が世界中に根を張りめぐらし、スパイを送り出しているの、外国にも真の避難所はないのではないかといたためらいが詩人の心の内にあったことを示唆しており、事実次の詩節で「しかしある信じられない裏切りのために、／私は牢獄に出会う羽目となった。／そこに、私はある意味で避難所を求めてもいたのだが、／つまりそこでは私の庇護者はわが牢番役人なのであった。」（同詩、5）と述べられているように、いざ捕まってしまうとかえって安堵した詩人の様子さえ窺われるのである。彼には国内に留まって、裁判闘争を行えば、少なくとも死罪は免れ、再度詩人として世に出ることができないのではないかと、との考えが幾分かあったようにも思われるのである。同詩第6詩節から第10詩節にかけては、逮捕時の詳細、二人の腹黒い地方警察隊長官は、詩人から没収した所持品より革袋一杯のスペインのカドリユル金貨——モンモランシー公より逃亡資金として拝領したもの——が発見されたことに驚愕し、それが魔術によって作られた柏の葉の贖金ではないかと疑ったことなどが皮肉な調子で語られている。

＊ 運命・決定論と星辰思想

これは今回取り上げた4番目の10行詩『高等法院長へのテオフィルのいと慎ましやかな嘆願書』にのみ明確に歌われている思想で、注目に値する。

しかしわれらの掟を作ったこの偉大な神は／われらの運命を決定した時、／われらが生きる年月の長さを／決してわれらの選択に任せたりはしなかったのだ。／われらの星辰がその運行を行った時、／そしてわれらの日々の糸が辿る

べき／いかなる網目ももはや持っていない時、／その時人間は〔生の〕場を
 えること（死ぬこと）ができるのだ、／そして神〔の恩寵〕と共にのみ死し
 て、／〔永遠の世界に〕生きつづけなければならないのだ。（同詩、3）

この詩節は次の2点において注目されるのである。すなわち第1点は、ヴィオーの晩年の傑作であり代表作ともなっているオード『シルヴィの家』や『兄へのテオフィルの手紙』にも残存しているカルヴァン派的な運命論や決定論（予定説）、さらには現世の自己の運命は星辰の影響を受けているといったルネサンスの星辰思想の残影がここに認められるという事実、第2点は、しかもそれが高等法院長への嘆願詩中に認められるという事実である。1622年、国王の聴罪師セギラン神父を介してカルヴァン新教を棄て、カトリックに改宗していたにもかかわらず、イエズス会のガラス神父やヴォワザン神父などから、リベルタンの不信心者として旧教信仰の真摯さを疑われて、起訴されている身の詩人が、このようなカルヴァン思想やルネサンスの星辰思想を疑わせる詩句を、事もあろうに担当裁判長への嘆願書の中にしたためるとは一体どういうことであろうか。それは多分ヴェルダン裁判長がイエズス会より推されてパリ高等法院長に就任したにもかかわらず、まもなくイエズス会を嫌悪するようになり、宗教的偏見を排し、王国の利益と公平無私の立場に立って司法行政を行うようになったことと無縁ではないように思われる。すなわちヴィオーがこの詩の冒頭部に敢えてこうした詩句を挿入したのは、多分次の2つの理由からではなかろうか。すなわちこうした思想が、当時必ずしもカルヴァン思想とは見なされておらず、むしろジャンセニズムの「恩寵論」、すなわち恩寵は人間の自由意志によって得られるものではなく、神が一方的に、無条件・無償の「予定」によって人間に与えるものであるといった運命論が旧教内でもなお許容されていたらしいこと、またヴィオー自身、ヴェルダン高等法院長が人間の自由意志を強調するイエズス会を嫌っていたので、ジャンセニズム的ともいえる詩人のこうした決定論的思想が裁判長に咎められることはないだろうと認識していたからではなかろうか。

IV 諷刺詩的要素——対比・逆説・誇張・皮肉表現

ここに取り上げた4詩にすべて共通して現れている特徴はⅢの(1)で取り上げた「狭小・暗黒空間としての牢獄の悲惨さ・恐ろしさ」のテーマとこの風刺詩的要素のみであり、具体的には皮肉 *satire* や逆説 *paradoxe*・対比 *antithèse*、あるいは誇張 *hyperbole* といった技法上の特徴を有した時代批判であったり、敵対者への皮肉・逆説・当てこすりであったり、誇張による滑稽化であったりといった具合である。これらの一群の詩が権力者や判事たちへの特赦・減刑のための嘆願書であると同時に、政治的アピール詩でもあり、迫害者たちへの政治的論争詩でもあるという事実からいって、4詩がこのような性格を帯びているのは、ある意味で当然でもある。最初に『テオフィルの悔悛』から見てみよう。

宮廷人たちや／平民、職人たちが、／そして田舎の人々が、／死の不安を紛らすために、／その享樂的な食事において／ドイツ流の暴飲暴食を満足させている今日、／賭け事やダンス、そして恋愛が／甘い生活の申し子たちの生活を／昼も夜も一杯にしている今日、／この上なく墮落した心の持ち主は／罪が彼にもたらす／この上なく懦弱な欲望を満足させる今日、／最も控え目な願望の持ち主でさえ／数々の楽しみを熱望する今日、／豎琴がこの地上の至る所で／拳銃を沈黙させ、／宮廷バレエの舞台道具の内に／戦争の神々を隠させた今日、
(同詩、1、2、3)

第1詩節の「宮廷人たちや／平民、職人たちが、／そして田舎の人々が、／死の不安を紛らすために、／その享樂的な食事において／ドイツ流の暴飲暴食を満足させている今日、」という表現には、「ドイツ流の暴飲暴食」という誇張とともに、当時の社会全般の墮落した、享樂的な空気・風潮への作者の辛辣な批判・皮肉が窺われる。また第2詩節にはとりわけ当時の宮廷人たちの享樂的な乱れた生活や「墮落した心」、「懦弱な欲望」に流されている人々に対する詩人の明確な批判が認められるのである。第3詩節の「豎琴がこの地上の至る所で／拳銃を沈黙させ、／宮廷バレエの舞台道具の内に／

戦争の神々を隠させた今日、」というシュルレアリスティックな表現はポジティブなものとながティブなものとの典型的な対比（アンチテーゼ）的誇張表現、誇張されたバロック的ポワント表現と見る事ができるのではなからうか。

次に『王へのテオフィルの嘆願書』から幾例か引用してみよう。たとえばすでにイエズス会への批判で引用した「イエズス会士たちはその黒く／その上強力な機械のバネをどんなに引っ張っていたことか、／この機械の柔軟性に富む巨大な図体〔イエズス会〕は／その腕を中国にまで伸ばしているのだ。」（同詩、13）は、誇張法とグロテスクな比喻により、イエズス会組織の巨大さ、強大さ、その執拗・醜悪な拡張力のすさまじさを批判し、皮肉っているとみることができよう。

陽気なミニモ会説教師のゲラン神父は／司教区のすべての聖職者たちにする以上に／毎日説教壇上で多くの説教を／大道芸人タラバンに行っているとは。／この年老いた大道芸人は天地にかけて／私を滅亡させるという使命が自分に課せられているかのごとくに／装って、説教していたのだ、／その日から間もなくして／人間と神の正義〔の裁き〕が、生贄として私を／イグナチウス・デ・ロヨラに捧げるだろう、と。／何と多くの慈善家が／自発的な慈悲心という／キリスト教的感情により、／私の事件に係わり合いになってきたことだろう。／そして人々は、〔私に対して〕非常に怒っていたので、／イエス・キリストがあればどこまでも／真実を愛したにもかかわらず、／聖職者たちの利益のために、／私が裁判で裁かれるやいなや火あぶり／煙となってしまうのを見ることを望んでいたのだ。（同詩、14、15）

引用の第14詩節は詩人を激しく攻撃するミニモ会修道士ゲラン神父を当時パリで有名であった大道芸人タラバンになぞらえ、誇張し、揶揄することで、彼らイエズス会系の神父たちの詩人への攻撃・中傷のやり方を痛烈に皮肉っているのである。第15詩節の「何と多くの慈善家が／自発的な慈悲心という／キリスト教的感情により、／私の事件に係わり合いになってきたことだろう」以下も詩人を中傷・攻撃するイエズス会の説教師たちや彼らに感

化された人々の詩人への悪感情に対する痛烈な皮肉である。他方、同詩第21詩節冒頭部「それは、イグナティウスには／不可能であった新たなやり口である、／無実な者を有罪にしてしまうために、空気や大地、そして水を／根掘葉掘調べ上げるというやり口は」は、バロック的誇張法 hyperbole baroque による滑稽化、諷刺表現となっている。同様に第30詩節の「もしあなた様〔国王〕が、わが不幸がその者たちに生きる糧を与えている／冷酷非情な獄吏たちの手から／私を引き離して下さらないならば、／冬が私に救いをもたらして下さるでしょう。／冬は、私を殺すことによって、毎日千もの最期〔死〕を／私から取り除いてくれているのですから。」は「陛下は必ずや私を救い出して下さるので、冬によって毎日千回も死なされることはない」ということを誇張法を駆使して、逆説的に表現しているのである。また(5)「王・判事への称讃と彼らへの追従・媚」の項ですでに引用した「ヘラクレスがテーセウスを冥界から解放して／死を屈服させたように、／陛下はそれより少ない労力で、それ以上に／大きく、たやすいことを実現して下さるでしょう。／どうか私の釈放にサインして下さい。／そうすればたった3本の指で／22の獄門を打ち破ることになるのですから。」(同詩、33)もルイ13世をギリシャ神話の英雄ヘラクレスに準え、両者を対比させ、王の3本の指と22の獄門を対比・誇張させたバロック的ポワント結句となっている。

次に『高等法院判事閣下各位へのテオフィルの嘆願書』を見てみよう。先に引用した第1詩節冒頭「地獄の暗い独房への門の数々を／打ち壊した者は(……) おお、あなた方は地獄があなた方の帝国の／真ん中に存在することをお認めになるのですか？」は地獄の暗黒霊界と現世のパリのど真ん中にある暗黒の地下牢の対比・誇張表現であり、第2詩節の「そして、この美しい天体は／私の住まいの戸口のところに／至るやいなや死なねばなるまい。／私の運命を支配している神々の代理官殿、／あなた方は私が太陽の死んだところに生きているなどお信じになれるのでしょうか。」といった表現は生と死との対比表現と見ることができよう。

もし私の侮辱行為が犯罪であったとしたなら、／わが牢獄の恐怖の中で／私を

苦しめている災禍は、厚かましきなしには／あなた様方に無罪釈放を／求めることはできないでしょうし、／私の厚かましい追従は、その時／私があなた様方に懇願している憐憫を／裏切ることになってしまうでしょう。／そしてまたあなた様方に減刑を嘆願するという獄中のこの私に／残されているこうした僅かの希望さえ、犯罪的ということになってしまうでしょう。（同詩、4）

この詩節は、「私の侮辱行為は犯罪ではないので、あなた様方に無罪放免を求めても、厚かましいとはいえず、同様に、私の厚顔なお追従は私があなた様方に懇願している憐憫を裏切ることにはならず、減刑嘆願も犯罪的ではない」ということを逆さに言った逆説的表現となっている。

最後に『高等法院長へのテオフィルのいと慎ましやかな嘆願書』における誇張法や逆説・皮肉・対比法を含むや諷刺的表現を幾例か見てみよう。

しかしおお、わが精神の苦難に満ちた彷徨よ！／われらが生きるこのおぞましい世紀にあっては、／こうしたすべての不名誉は人間の俗っぽさを超克するための／一つの代償〔勲章〕に他なりません。／神に愛されたどんなに多くの者が／もっと悲惨な場所で／もっと悪質な悪意を感じてきたことでしょう。／また彼らは自らの無実の手に、／もっと残忍な鉄鎖を受けながら、／味方してくれる神のみを抱いていたのです。／それに棘は花の下に隠れており、／太陽は暗黒の層床から生まれてくるのです、／そして私は何を知らう、もしわが不幸が／決してわが栄光の源泉〔出発点〕でないとしたならば？／ある日、消え去ったわが悲嘆は、／回想されたわが思い出の中では、／それ自体、その代償となるであります。／こうしたことすべてには成り行き〔裏表〕があるのです。／だから神はしばしば、怒りが／彼の慈愛の徴となることを望んでおられるのです。／高等法院はいつも魔術に掛けられているということを、／一体誰が私に納得させることができるのでしょうか？／名声という毒は一体どこから／高等法院に近づいていくのでしょうか？（同詩、6、7、8）

第6詩節の「しかしおお、わが精神の苦難に満ちた彷徨よ！／われらが生きるこのおぞましい世紀にあっては、／（……）／味方してくれる神のみを

抱いていたのです。」は時代批判を含む典型的な諷刺詩となっており、「神に愛されたどんなに多くの者が私よりもっと悲惨な場所で、私よりもっと悪質な悪意を感じてきたことでしょう」と詩人は自らに対する不正・不当な迫害〔裁判〕を間接的に皮肉って批判しているのである。第7詩節の「それに棘は花の下に隠れており、／太陽は暗黒の層床から生まれてくるのです、／そして私は何を知らう、もしわが不幸が／決してわが栄光の源泉〔出发点〕でないとしたならば？」とか、あるいは「わが悲嘆は、／回想されたわが思い出の中では、／それ自体、その代償となるでありましょう。／（……）。／だから神はしばしば、怒りが／彼の慈愛の徴となることを望んでおられるのです。」などは対比表現となっている。第8詩節の「高等法院はいつも魔術に掛けられているということを、／一体誰が私に納得させることができるのでしょうか？／名声という毒は一体どこから／高等法院に近づいていくのでしょうか？」も対比表現であり、かつ逆説的な皮肉表現ともなっている。またすでに引用した第11、12詩節の「パリは、トゥルーズが彼のためにかくも多くの／栄誉を持ったことに嫉妬していますが、ヨーロッパも今日、フランスがそれと同じ幸福を／一杯持っていることを妬んでおります。／私があなた様のかくも著名な高德のことを／深く考える時、／わが希望は自らを雲の上方にまで引き上げる／土台をわがものとするのです。」はいずれも典型的なバロック的誇張法による称讃・追従といえよう。第12詩節の「そして地獄全体がその闇を／私の正当な権利の上に放射するであろう時、／私は知るので、あなた様の精神が／この上なく黒い暗闇の中で光り輝くのを。／そしてあなた様を美しくしている魅力、／それは真実の声なのです。」も明・暗対比＝善・悪対比の表現と見ることができよう。

右に見てきた獄中で書かれた4篇の嘆願・弁明詩に共通して見られる皮肉や時代批判、滑稽化といった諷刺詩的性格、あるいはマニエリスム的ないしバロック的誇張・ポワント・対比・逆説といった技法の成立には、詩人が長期にわたり極限状況に置かれていたことによる精神の緊張や、当時のフランス社会や政治・思想・信仰といった問題に、自由な宮廷詩人時代とは異なった新たな目、あるいは醒めた目で向き合うようになったというか、ならざるを得なかったといった事情も何がしか影響を与えているように思われる。つ

まりこれらの技法には、詩人が自由を奪われ、薄暗い狭小空間としての地下牢に長期に押し込められることによって、かえって時代が見えるようになり、それまでの常識的な見方や思考習慣を離れ、意想不到的新たなものの見方・考え方・感じ方でこれらの詩を書いているといった側面が認められるのである。勿論ヴィオーのこうしたマニエリスムの・バロック的表現技法は逮捕・投獄後急に始まったわけではなく、こうした直接的危機や恐怖とは無縁な、むしろ得意の絶頂期にあった1621年初頭に書かれたと思われる悲劇『ピラムスとティスベの悲劇的愛』にも顕著に認められるばかりか、1618～19年に書かれたと思われる「死の恐怖はこの上なく強固な意志を持った人でさえ(……)」で始まるスタンスの中にさえ、すでに現れている(もっともこの時は、1623～25年と同じように、——とはいえそれほど具体的深刻さには至っていなかったが——、ある政治的危機と漠然とした死の不安に遭遇していたが)こと、また友人のサン＝タマンなどにも認められる事実等々を考えると、ヴィオーのこうした対比的・逆説的思考・感性は、生来のものであるとともに、時代の申し子という側面、すなわちヴィオーはじめ、当時の詩人たちが無意識的に感じていた時代の全般的・潜在的な危機意識やデカダンス意識の反映、あるいは具体的には第2次宗教戦争や、王と母后マリ・ド・メディスとの対立など当時の混乱した社会・時代の空気の反映という側面もあるのかもしれない。

V 結

以上獄中で書かれた4篇の詩作品の考察を通して言えることは、4詩すべてに共通して現れているテーマ・特質は2つあることである。その1つは各詩の持つ諷刺性、すなわちマニエリスム・バロック的な逆説・対比 *antithèse*、皮肉、誇張、滑稽化といった性格、技法であり、もう一つは狭小・暗黒・閉鎖空間としての牢獄の悲惨さおよび独房幽閉の苦悩(の訴え)である。次に各詩の相違点を見てみると、「I 序」ですでに指摘したことだが、各詩の題名からも推測されるように、4詩中一番最初に書かれたと思われる『テオフィルの悔悛』は、それ以外の、いずれも「(……)へのテオフィルの嘆願

書」とのタイトルのある3篇の詩とは性格がかなり異なっていること、すなわち前者は判事や王、あるいは検事総長や敵対者側のイエズス会士たちに対する、自身の過去の言動への率直な悔悛・懺悔および自らのカトリック信仰のゆるぎないことのアピールが中心となっているのに対して、後3者はいずれも王や判事への「嘆願」が趣旨であるため、自分は無実なのに、いかに理不尽な苦悶、災禍に陥れられているか、イエズス会士たちの詩人への非難・中傷・迫害が、また司法当局の起訴がいかに不正・不当であるかを王・判事たちに訴え、さらには彼らを称讃・追従することによって、彼らの同情と良好な心証を獲得し、最終的に無罪放免判決を得ること、最悪でも死罪（火刑）でない減刑判決を得ることを目指して書かれているという点が大きな相違点である。そのことは詩形式の相違にも反映されており、前者は8音綴6行詩のオード形式であるのに対して、後3者はいずれも10行詩のオード形式（ただしすでに見たように、『高等法院判事閣下各位へのテオフィルの嘆願書』のみ、8音綴8行詩と12音綴2行詩から成った異韻律10行詩で他は8音綴10行詩である）となっている。また歌われているテーマの多さ、多様さという点では、『王へのテオフィルの嘆願書』が数・量とも最も多く、実際詩節数も33詩節と最大で、これは同じく8音綴10行詩オード形式で、彼の白鳥の歌となった傑作『兄へのテオフィルの手紙』と同一の詩節数となっている。次に後3詩同士を比較してみると、3詩すべてに共通して現れているテーマは「嘆願書」というものの性格から予想されるように、投獄による受難・苦悩・災禍の悲惨さと救援（無罪放免ないし減刑）の訴え、王や判事たちへの自己の無実の訴えや彼らへの過度・過剰な称讃・追従などである。実際のところ、結果として彼は、迫害者の一人であるイエズス会のヴォワザン神父のイタリアへの永久追放という判決とともに、欠席裁判で下されていた火刑という極刑を免れ、「フランス王国より永遠追放」という減刑判決を得た事実を考えるなら、これらの一連の嘆願詩および同詩中での王や判事たちへの称讃・追従は有効であったと言うべきであろう。ギッド・サバなどはテオフィル・ド・ヴィオーのこうした過度・過剰な称讃・追従を暗に批判しているようにも見える⁽²²⁾が、われわれはこれを自己の人格と尊厳を貶める卑屈な態度と必ずしも断罪する気にはなれない。事は生死がかかっているものであり、それも

「生きたままでの火あぶり刑」を受けるかどうかの瀬戸際に立っている詩人に対して、われわれは綺麗事で断罪すべきではないだろう。ヴィオーのイタリア人師匠ジョルダノ・ブルーノは1600年、長い幽閉にもかかわらず、最後まで自説（無限宇宙論）を曲げなかったため、ローマで火刑に処せられたし、もう一人のイタリア人師匠L・ヴァニニも自説の撤回を拒否して、1619年、トゥルーズで同じく焚刑に処せられた。なるほどこの2人の師匠は最後まで自説を曲げず、説に殉じて火刑台で死んでいった。2人の師のこうした態度はまことに潔く、勇気もあり、立派であるが、生死のかかった態度決定を迫られた時、万人にこうした潔い態度を求めることはできないだろう。われわれ凡人はむしろ地動説を異端とされ、宗教裁判にかけられた時、公式には自説を撤回して火刑を免れたガリレオ・ガリレイの如く、あるいは巧妙に訴追を免れたフランソワ・ラブレーの如く、しぶとく生きのびようとするヴィオーの生きざまに共感するのである。勿論われわれはテオフィル・ド・ヴィオーが裁判で若い時の自筆の不都合な詩や詩句——風俗紊乱や不信心の罪に問われかねない——を決然と否認したことはあっても、必ずしもガリレイの如くの自説を曲げたとは見ていない——われわれは少なくとも逮捕前後のヴィオーはリベルタンの無神論者というより、無意識下にカルヴァン派的神観や宇宙観・運命観を秘めたジャンセニズム的カトリック信仰を有していたと推定している——が、彼が王や判事たちを過度に称讃・追従した行為は、何としても「生きたままでの火あぶり刑」を避け、生きて再び、「人生に帰って、生を楽しむ」ためにはやむを得ないことだったとも思うのである。

ともあれこれらの詩群には、最晩年の二大傑作の長編オード『シルヴィの家』および『兄へのテオフィルの手紙』に見られる多くの要素（テーマ）、特質がすでに見られるのであり、この意味でそれらの萌芽形とも原型ともなっている作品群と見ることができるのである。

(1) Lachèvre (Frédéric), *Le Procès du Poète Théophile de Viau*, Publication intégrale des pièces inédites des Archives nationales, Paris, Champion, 1909, deux vol. I, pp. 235~245.

- (2) Adam (Antoine), *Théophile de Viau et la libre pensée française en 1620*, Paris, Droz, 1935 (Genève, Slatkine Reprints, 1965), p. 375.
- (3) *Œuvres complètes*, édition établie, présentée et annotée par Guido Saba, Paris, Honoré Champion, 1999, 3 vol. : t. II. *Troisième partie*, p. 339. (以下、*Œ. H.C. t. II* と略)
- (4) 鈴木信太郎『フランス詩法（下）』（白水社、1954年）、72～82頁。
- (5) 鈴木信太郎、前掲書、72～73頁。
- (6) Lachèvre, op. cit., p. 257.
- (7) Adam, op. cit., p.375.
- (8) Saba (Guido), *Œ. H.C. t. II*, p.340.
- (9) Saba, *Œ. H.C. t. II*, p.184.
- (10) 拙論「1621～1623年代におけるテオフィル・ド・ヴィオー——新資料に基づく若干の伝記的考察——」（『慶應義塾創立125年記念論文集 法学部 一般教養関係』参照。
- (11) 鈴木信太郎、前掲書、162頁。
- (12) 鈴木信太郎、前掲書、166～167頁。
- (13) Lachèvre, op. cit., pp. 300～308.
- (14) Adam, op. cit., p. 375.
- (15) Saba, *Œ. H.C. t. II*, p.365.
- (16) 鈴木信太郎、前掲書、179頁。
- (17) 鈴木信太郎、前掲書、186頁。
- (18) Saba, *Œ. H.C. t. II*, pp. 365～366.
- (19) 鈴木信太郎、前掲書、166頁。
- (20) 鈴木信太郎、前掲書、166～167頁。
- (21) *Œ. H.C. t. II*, p. 184. なお以下のすべての引用詩の訳は、ギッド・サバ編注のこの全集のテキストに依拠しているが、スペース節約のため原テキストの頁数はすべて省略し、代わりに引用詩末尾に括弧で引用詩名とその詩節数を、たとえば『テオフィルの悔悛』の第10詩節からの引用であれば、（『テオフィルの悔悛』10）とか（同詩、10）と表示する。
- (22) Saba, *Œ. H.C. t. II*, p. 365.